（介護予防）認知症対応型共同生活介護

変更後

グループホーム にこにこ

利　用　契　約　書

ながおか医療生活協同組合

井口　ナツ　様(以下、「利用者」と言う。)とグループホームにこにこ(以下、「事業者」と言う。)は、事業者が利用者に対して行う、介護保険法に基づく「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号)」及び「予防基準（第３６号)」に定めるサービス(以下、「共同生活介護サービス」と言う。)について、次の通り契約します。

第１条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、共同生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第２条（契約期間）

１．この契約の契約期間は、令和７年１月３０日から利用者の要介護認定の有効期間満了日令和７年１１月３０日までとします。

２．契約満了日の７日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約満了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者または要支援２の者と認定された場合、契約内容に変更がなければ、契約は自動的に更新されるものとします。

第３条（介護計画の策定）

事業者は、次に掲げる事項を介護計画作成担当者に行わせます。

①利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境を踏まえて、介護従事者と協議の上、支援の目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容を記載した計画を作成すること。

②作成した計画についての、利用者及びその家族への説明。

③必要に応じた計画の変更。

第４条（共同生活介護サービスの内容）

１．事業者は、介護計画に沿って、利用者に対して、介護保険法令で定める必要な支援を提供します。

２．利用者が利用できるサービスの種類は「利用契約書別紙」の通りです。事業者は、契約書別紙に定めた内容を、利用者及びその家族に説明します。

第５条（身体拘束）

１．事業者は、サービスの提供に当たり、車椅子やベッドに利用者の胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋を着ける、腰ベルトや Y 字型抑制帯を着ける、介護衣(つなぎ)を着せる、車椅子テーブルを付ける、ベッド柵を４本付ける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に投与する等、身体的拘束を原則として行いません。また、夜間帯を除き、ホームの玄関、出入口等の施錠による行動制限は行いません。

２　但し、利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手順によります。

① 現場職員は、やむを得ず身体拘束を行う状況にあることを事業所管理者に報告・相談する。

② 事業所管理者は第３項に定める拘束要件に該当するか否かを慎重に検討し、必要と判断した場合、家族（利用契約書に定める、家族の総意を代表する主たる判断者）に連絡・説明する。

③ ②の合意を得られたとき、利用者本人に、身体拘束を実際に実施する現場職員または管理者から身体拘束の説明を行う。
④ 身体拘束を実施する。
⑤ 上記の経過を記録する
⑥ 上記に至ったケアの経過・内容を見直す。
なお、緊急等やむを得ない事情が改善された場合、すみやかに身体拘束を解除します。
３　前第２項に定める「緊急やむを得ない場合」とは
① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
の３つの要件を満たす場合を言います。その判断は、身体拘束が本人の心身等に重大な弊害を及ぼす恐れがあることに鑑み慎重に行うものとします。万一、拘束実施の場合には、その態様及び時間を記録し、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

第６条（要介護認定に係る支援）
１．事業者は、利用者が希望する場合は、市町村へ介護認定申請の代行をします。
２．事業者は、利用者が要介護認定の更新申請が円滑に行えるように、利用者を支援します。

第７条（サービス提供の記録）
１．事業者は、共同生活介護サービスの提供に関する個人記録を作成し、契約終了後５年間保管します。
２．利用者は、当該利用者に関する前項の個人記録を閲覧できます。
３．利用者は、当該利用者に関する第１項の個人記録の複写物の交付を受けることができます。
４．前項の費用は、実費を申し受けます。

第８条（料金の請求及び支払い）
１．事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付費額」という）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
２．利用者は、第４条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分(法定負担分）を事業者に支払うものとします。
　ただし、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））
３．本サービスの利用料は日額制とします。月途中から利用した場合または月途中から利用を終了した場合、利用者は利用した期間に応じて料金を事業者に支払います。
４．月途中で要介護度が変更となった場合には、それぞれの法定介護報酬単価に基づいて利用料を計算します。又、法令改定や利用者の心身の変化等による同単価の変更については、事業者が文書で利用者へ通知する事により同意を得ることができるものとします。但し、利用者から変更に同意できない旨の申し出があった場合は、この限りではありません。
５．前項のほか、利用者は、以下の料金を事業者に支払うものとします。
①家賃・入居一時金、②食材料費、③光熱水費、④おむつ代、⑤日常生活費、⑥その他（利用者の嗜好または個別の希望に応じて購入等を行う際の費用）
６．前５項に定めるサービス利用料金は１か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月２０日までに支払うものとします。支払方法は、重要事項説明書によります。

第９条（契約の終了）
１．利用者は、事業者に対して 7 日間の予告期間を置いて文書で通知することにより、本契約を解除できます。但し、利用者は、事業者の正当な理由のない債務不履行、不法行為があった場合には、即時契約を解除できます。
２．次の事由に該当した場合、事業者は利用者に対して 30 日間の予告期間を置いて文書で通知することにより、本契約を解除できます。
①利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく２ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10 日以内に支払わない場合。
②利用申込み、又は契約締結に際し、虚偽があったことが判明した場合。

③利用者が、医療機関に入院し、明らかに２ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は、２ヶ月を経過しても退院できないことが明らかな場合。
④次の事由に該当した場合
・利用者が、事業者の警告や注意にもかかわらず、禁止事項を守らなかった場合。
・利用者の心身の状態変化により、継続して共同生活を営むことが困難な場合。
・利用者の暴力行為等により、他者への危害が出現した場合。

３．利用者が要介護認定の更新で、国の定める入居基準に該当しない場合、契約は更新されず、終了するものとします。

４．次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
①利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
②利用者が死亡した場合。
③介護保険被保険者資格を喪失した場合。

第１０条（退所時の支援）
事業者は、契約が終了して利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることになる環境等を勘案し、円滑な対処の為の支援をします。

第１１条（個人情報保護・秘密保持）
事業者及び事業者の使用する職員は、「利用者の個人情報」の取り扱いについて万全の体制で取り組み、適切な保護・管理を履行します。事業者及び全職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報等を、正当な理由なく第三者に漏らしません。尚、この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

第１２条（賠償義務）
事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第１３条（連絡義務）
事業者は、利用者の健康状態が急変した場合等は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡する等、必要な措置を迅速に行います。

第１４条（相談・苦情対応）
事業者は、利用者からの相談、苦情等に迅速に対応します。

第１５条（本契約に定めない事項）
１．利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
２．本契約に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めるものとします。

第１６条（裁判管轄）
利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、あらかじめ合意します。

医療生協

利　用　契　約　書　別　紙

１．理事長・管理者

理　事　長　　羽　賀　正　人
管　理　者　　若　林　克　弥

２．サービスの内容

（1）設　備
①建物の構造･のべ床面積　木造１階建て　約４９８㎡
②居　室　部　分
全室個室（９室×２ユニット）、エアコン、テレビ端子、照明器具、カーテン設置
床：フローリングまたは畳敷またはビニル床シート　［広さ］約 9.0 ㎡/室
③共　用　部　分
[居間兼食堂と台所]
[便　所]洋式トイレ６ヶ所（温水洗浄便座付き）　男性トイレ２か所（手すり設置）
[浴　室]２ヶ所（一般浴室１、介護浴室１）
[洗面所]６ヶ所
[その他]廊下ほか手すり設置、洗濯機２台以上
④事　　務　　室
⑤防　災　設　備　スプリンクラー、火災警報器、消火器、誘導灯

（2）サービスの種類
①日常生活に必要な「作業」(調理、買い物、洗濯、清掃など)を、利用者自身の手で行う為、又利用者が互いに助け合って共同生活を営む為の支援。そのための、介護計画の作成。
②食事、排泄、入浴、整容、口腔衛生など身の回りのことへの支援。
③健康管理及び服薬管理への支援（医療機関等との連携あり）
④可能な範囲での受診の付き添い
⑤非日常活動(教養娯楽など日常生活に必要な「作業」以外の活動を言う)　※但し、入場料、交通費等の経費がかかる場合は自己負担になります。
⑥生活の相談
⑦便宜的な金品の預かり
⑧家族への情報提供等　※詳細は重要事項説明書に記載

（3）行政等の手続きは、原則として家族が行います。
家族が行えない場合は、必要に応じて代行します。この場合の費用は別途実費負担となります。

３．利用料金

次の料金を徴収します。**(詳細は重要事項説明書に記載)**

（1）（介護予防）認知症対応型共同生活介護費の法定負担分（所定の各種加算を含む。）
＊金額は、厚生労働大臣が定める指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用（法定介護報酬）の額によります。

(2) 家　　賃		月額	56,000 円
(3) 入居一時金		敷金	30,000 円
(4) 食材料費		日額	1,710 円　（30 日：51,300 円）
(5) 光熱水費		月額	19,000 円
(6) おむつ代	実　費		
(7) 管理共益費		月額	6,000 円
(8) その他費用	実　費		

４．利用者の金銭等の保管管理について

（1）事業者は、利用者の現金及び預貯金については、原則として管理しません。又、財産の管理運用についても、これを行いません。
（2）事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族から依頼のあった場合、日常生活に必要な金銭等に限った保管管理を、便宜的に行うことがあります。
（3）前項の場合において、利用者の金銭等の保管管理に関する詳細は、事業者が別途定める取扱規定によります。

５．器物破損等の弁償について

利用者が、故意に事業者の器物等を破損した場合は、利用者が弁償するものとします。

６．退所時の居室現状復帰について

利用者は、使用した居室を使用前の状態に復帰して退所します。その場合にかかる費用は、利用者の負担とします。

(1)扉や障子を破損した場合は、張り替えて退所していただきます。
(2)壁や床など構造材等の経年劣化は、その限りではありません。
(3)持ち込まれた家具他所持品は引取って退所していただきます。

７．相談・苦情対応

(1)事業者のサービスに関する、利用者及びその家族からの相談・苦情・要望等は、下記の担当者が対応いたします。担当者が不在の場合は他の職員が窓口となり必ず担当者に伝え、速やかに対応します。

［担当者］　管理者(施設長)　若林　克弥
［受　付］　原則、月～金曜日、午前８時３０分から午後５時に受け付けます。
・電話　０２５８－３０－１１３１　　・ファックス　０２５８－３０－１１７６

(2)行政機関その他の苦情受付機関

長岡市 介護保険課　給付係	所在地　：長岡市大手通１－４－１０ アオーレ長岡本庁舎 電話番号　：0258-39-2245／FAX　0258-39-2278 受付時間　：午前８時 30 分から午後５時まで（平日） メール　：kaigo@city.nagaoka.lg.jp
新潟県 国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室	所在地　：新潟市中央区新光町４－１ 新潟県自治会館本館３階 電話番号　：025-285-3022／FAX　025-285-3350 受付時間　：午前９時分から午後５時まで（平日） メール　：kaigo@niigata-kokuho.or.jp
新潟県 福祉サービス運営 適正化委員会	所在地　：新潟市中央区上所２－２－２ 新潟ユニゾンプラザ3F 電話番号　：025-281-5609／FAX　025-281-5610 受付時間　：午前９時～12 時、13 時～16 時まで（平日） メール　：kujou@fukushiniigata.or.jp

８．協力医療機関及びバックアップ施設

＜協力医療機関＞
利用者の病状の急変等に備え次の医療機関の支援体制があります。

- ながおか生協診療所　長岡市前田１－６－７　電話 0258－39－7001
- 生協ながおかデンタルクリニック　長岡市沢田 1－2－1　電話 0258－37－8810

＜バックアップ施設＞
サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため次の施設との間の連携及び支援の体制を整えています。

- 特別養護老人ホームはるか　長岡市花園南２丁目３３７番地　電話 0258－38－0850

９．主たる判断者と緊急時連絡先

（1）主たる判断者

利用者自身で判断できない事柄や、家族との協議を要する事項については、家族の総意を代表する者として、主たる判断者を定めていただきます。

主たる判断者以外からの申し出等は、原則的に受け付けません。又、主たる判断者及びその指名するもの以外には、個人記録は公開しません。

主たる判断者の 氏　名　(続柄)	（　　）
連絡先　　住　　所 電話番号	 ①携　帯： ②自宅等：

（2）緊急時の連絡先

利用者急変時等の連絡先は、下記の通りとします。

	氏　　名 (続　柄)	連絡先住所	電話番号
日中			
夜間			

医療生協

重　要　事　項　説　明　書

1.　当共同生活介護サービスの概要

事業者概要

名　　称	グループホーム　にこにこ
住　　所	新潟県長岡市前田１－１０－３
利　用　定　員	１８人（９人×２ユニット）

第三者評価の実施状況　※本契約締結後の実施状況については、更新の都度お知らせします。

実施状況	有
実施した直近の年月日	令和３年１月２６日
評価期間名称	エム・エム・シー総合コンサルティング株式会社
評価結果の開示状況	WAMNET への掲載

①サービス提供にあたる介護従業者の配置（共同生活住居利用者数９人×２ユニットの場合）

（イ）：夜間及び深夜の時間帯	２１時～翌６時	全体で　２名以上
（ロ）：（イ）以外の時間帯	６時～２１時	各ユニットごとに　３名以上

②勤務体制

勤　務　形　態	勤　務　時　間	休　憩　時　間
日　　勤	８時 30 分～17 時	６０分
夜　　勤	16 時 30 分～翌９時	９０分
早　　出	７時 30 分～16 時	６０分
遅　　出	10 時 00 分～18 時 30 分	６０分

③職員体制（ユニット合計　１３名以上）

	資　　格 ※該当か所を○で囲む	勤務体制	主な業務内容
管　理　者	介護支援専門員 介護福祉士 ヘルパー他	常勤（兼務） １名	ホームの運営・管理全般、 職員の監督・指導、相談・苦情対応、利用者の健康管理、生活支援・介護
計画作成担当者	介護支援専門員 介護福祉士	常勤（兼務） ２名	介護計画の作成、計画作成業務に関する職員の監督、利用者の健康管理・生活支援・介護
介護従業者	介護福祉士 ヘルパー他	常勤換算 １０名以上	利用者の健康管理・生活支援・介護

医療生協

２．利用料金

ご利用料金は（1）から（8）の該当する項目を合計したものです。

（1）（介護予防）認知症対応型共同生活介護費の法定負担分（２ユニット）【日額】

ご契約者の介護度	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護保険負担割合（１割）	７４９ 単位	７５３ 単位	７８８ 単位	８１２ 単位	８２８ 単位	８４５ 単位
契約該当者〇印				〇		
介護保険負担割合（２割）	１４９８ 単位	１５０６ 単位	１５７６ 単位	１６２４ 単位	１６５６ 単位	１６９０ 単位
契約該当者〇印						
介護保険負担割合（３割）	２２４７ 単位	２２５９ 単位	２３６４ 単位	２４３６ 単位	２４８４ 単位	２５３５ 単位
契約該当者〇印						

〈法定利用者負担分の算出方法〉

１日の介護給付費単位×利用実日数×単位数単価＋介護給付費加算分＝当月介護報酬額

①当月介護報酬額―②(当月介護報酬額×給付率)＝利用者負担分

※①②とも小数点以下切り捨てます。

※但し、全ての利用者に一律に提供されるサービス・行事に伴う経費を含みます。

（2）〈加算方法〉

- 初期加算：入居した日から 30 日以内の期間について、１日につき 30 単位を加算
  30 日を越える病院又は診療所への入院後に当該施設に再び入居した場合も同様
- 医療連携体制加算（Ⅰ）ハ：入居１日につき３７単位を加算（但し、介護予防給付者は加算対象外）
- 協力医療機関連携加算：毎月、100 単位を加算
- 新興感染症等施設療養費：厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、240 単位を加算
  （但し、１ヶ月に１回、５日を限度とする）
- サービス提供強化加算（Ⅰ）：入居１日につき２２単位を加算
- 生活機能向上連携加算：ひと月あたり 200 単位を加算
- 口腔衛生管理体制加算：ひと月あたり３０単位を加算
- 栄養管理体制加算：ひと月あたり３０単位を加算
- 看取り介護加算：死亡日以前 31 日以上～45 日以下の期間について、１日につき７２単位を加算
  死亡日以前４日以上～30 日以下の期間について、１日につき 144 単位を加算
  死亡日の前日及び前々日について、１日につき 680 単位を加算
  死亡日について、１日につき 1,280 単位を加算
- 若年性認知症利用者受入加算：入居１日につき 120 単位を加算
- 退居時相談援助加算：１回を限度とし 400 単位を加算
- 退院時情報提供加算：１回を限度とし、250 単位を加算
- 科学的介護推進体制加算：ひと月あたり 40 単位を加算
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：毎月、所定単位数に 18.6%を乗じた単位数を加算

（3）家　　賃　　（月額）　56,000 円（非課税）

①月途中の入退所に係る日割り家賃は、在所日１日につき 1,800 円で計算し、月額家賃としてご請求いたします。

②在籍中の外泊や入院等による不在の場合については、在所日として取り扱います。

（4）入居一時金

敷金　30,000 円（非課税）：事業者は居室の明渡しがあったときは明渡し後１ヶ月以内に敷金の全額を無利息で利用者に返還します。但し入居契約から生じる利用者の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引きます。この場合、事業者は敷金から差し引く債務の額の内訳を利用者に明示します。なお、入居前に契約解除となった場合には、事業者は利用者に全額返還します。

（5）食材料費　（日額）　1,710 円（30 日：51,300 円）（税込）

①おやつ、調味料等、食に関する全ての費用に当てます。

②入院、外泊等により３食全部を食べなかった場合のみ徴収しません。

（6）　光熱水費　（月額）　19,000 円（非課税）

① 電気、水道料及び共同で使用する部屋・スペースの費用を含みます。

② 月途中の入退所に係る日割り光熱水費は、在所日１日につき 630円で計算し、月額光熱水費としてご請求いたします。

③ 個人専用家電製品の電気代を含みます。

④ 在籍中の外泊や入院等による不在の場合については、在所日として取り扱います。

（7）おむつ代　　実　費

排泄用品で、オムツ・パット等個人が使用する物及び個人に必要な介護用品類。

（8）管理共益費　（月額）　6,000 円（非課税）

①寝具リネン代等、施設・設備の修繕費及び保守料

②月途中の入退所、外泊や入院等による不在の場合に係わる減額調整はありません。

（9）その他費用　　実　費

①利用者の嗜好または全く個別の希望に応じて購入等を行う際の費用、及び生活する上で利用者が個別に負担すべき費用。【例：個人で購読する新聞･雑誌等の購読料、NHK 受信料、各居室の電球、個人が契約する電話の料金、理美容代、外注クリーニング代、行事（小旅行、美術館見学など）で利用者の希望によって参加した場合の費用、レクリエーション・クラブ活動等に係る材料代等】

②なお、居室で使用する家具、調度品等は、入居時ご持参ください。

（10）利用料金のお支払い方法（契約書第８条参照）

前記の料金・費用は、１か月ごとに計算し請求書を発行しますので、翌月２０日までに口座振替にてお支払いください。引き落としに当たっては、

①引き落とし契約料は、事業者が負担します。

②引き落とし手数料は、事業者が負担します。

なお、引き落とし不能の場合は、事業者が指定する口座へご契約者が振り込むこととします。その際の手数料は振込者の負担とします。

３．食材料費、光熱水費の帳簿閲覧

食材料費、光熱水費に関する帳簿は、利用者･家族の申し出により閲覧できます。

４．入所の手続き

（１）　利用申込み

- 長岡市在住の方で、介護認定審査会において要介護認定区分が要支援２又は要介護状態にあると審査判定され、認知症の状態によりケアプランに基づき当事業を必要とする者が利用できます。申し込みの受付は、事業者が直接受けます。
- ホームにて、利用に関する手続きの説明や見学を行い、利用の意思確認をします。
- 必要な書類は、利用申込書、診療情報提供書等です。

（２）　事前面接

- 利用を希望した者の事前面接を行い、本人の状態を確認します。
- 原則として、面接は本人の自宅で行います。他施設等に入所している場合は、その限りではあり

ません。
・ 契約事項や重要事項の説明を行い、利用の意思確認を改めて行います。

（３） 入所判定

・ 利用の意思表明をした者に対し、事前面接の情報と診療情報提供書を基に、当法人において入退所判定会を行い、入所の可否判断を行います。
・ 入退所判定会は、当法人管理職員、施設長、介護計画作成担当者の他必要に応じ、医師及び看護職員、介護支援専門員等にて行います。
・ 入所決定の基準は、本人心身の状態、当ホーム設備・職員配置上における対応可否、他の利用者との関連などと併せて、事業の趣旨に照らし合わせ、総合的に判断します。

（４）入所決定と入所

・ 入所の決定通知を行い、荷物搬入日、入所日を決めます。
・ 入所する居室は、原則として利用者の希望を優先します。
・ 空き室の都合及び、希望者の重複等でやむを得ない場合は、ホーム側が居室を指定します。

５．退所の手続き

利用契約書第９条により、契約の終了事由が発生した場合、次の手順で退所となります。

① 当法人にて入退所判定会を開催し、退所判定を行います。
② 退所先については、事業者と家族、担当介護支援専門員との間で協議を行い、速やかに検討し、決定します。
③ 退所先の選定については、事業者、家族、担当介護支援専門員の三者が共同してその作業に当たります。
④ 退所先が決まり次第、退所日を決定します。荷物の搬出、居室の清掃等現状復帰は、利用者及び家族が行います。
⑤ 利用料金等の精算を行います。清算は退所日に現金で行うこととします。個人の契約に基づく電話料金等の精算は、利用者及び家族が行います。

６． 緊急時の対応方法・家族への情報提供

（１） 職員はグループホーム入居中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに利用者家族に連絡し、受診等適切な処置を講じます。利用者家族への連絡が困難で、急を要する場合には、主治医への相談・救急搬送等の処置を講じます。
（２） 職員は、前項の処置を講じたときは、速やかに、利用者家族、管理者及び主治医に報告します。
（３） 事業者は、前（１）（２）を含むグループホーム事業サービスの提供に関する個人記録を作成し、契約終了後も５年間保管するとともに、利用者家族への情報提供を行います。なお、その複写物の交付費用等は、実費を申し受けます。

７．非常災害対策・その他

① 消防計画に基づき、災害対策、緊急時体制を整備します。
② 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者を置きます。
③ 非常災害用品の整備を行います。
④ 日常点検、定期点検、防災訓練を行います。

医療生協

共同生活介護サービスの提供に先だって、契約書、契約書別紙及び重要事項説明書を説明させて頂きました。

年　　月　　日

事業者　　所在地　新潟県長岡市前田１－１０－３
名　称　ながおか医療生活協同組合
グループホームにこにこ

説明者　　若　林　克　弥　　㊞

上記の内容について説明を受け、同意しました。
上記契約を証明するために、本契約書、契約書別紙及び重要事項説明書を２部作成し、利用者及び事業者記名押印の上、それぞれ１部ずつを保管します。

年　　月　　日

事業者　　所在地　　新潟県長岡市前田１－１０－３
名　称　　ながおか医療生活協同組合
グループホームにこにこ
管理者　　若　林　克　弥　　㊞

利用者　　住　所

氏　名　　㊞

身元引受人　　住所

氏　名　　㊞
利用者との続柄：（具体的に　　）

＊契約立会人等の第三者　住　所

氏　名　　㊞
利用者との続柄：（具体的に　　）

＊注１　利用者の判断能力に障害が見られる場合には、第三者（家族・成年後見人等）欄にも記載押印をします.
＊注２　利用者が自著困難で、第三者が代筆した場合にも第三者欄に記載押印をします。

2025/4/1 版